

## ANGEL★COMPANYマスコット 灯みやこ®絵師業務契約書

(灯みやこ®に関する創作業務および著作権譲渡に関する契約書)

ANGEL★COMPANY（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、マスコットキャラクター灯みやこ®に関わる創作業務の委託（灯みやこ絵師）に関し、以下のとおり契約を締結する。

### 第1条（委託）

甲は、乙に対し、マスコットキャラクター灯みやこ®（以下「本著作物」という。）の創作業務を委託し、乙はこれを受託した。

2 乙は、灯みやこ®絵師として、本契約期間中、甲の指示に従って、本著作物に関する創作の他、それに関連するすべての業務を提供する義務を負う。

3 乙は、甲の書面による承諾なくして、依頼内容と同様の業務を第三者のためには行わない。

### 第2条（納入）

1 乙は、本著作物を指定された形式により、期日までに、甲に対して納入する。

2 甲は、前項の納入を受けた後速やかに納入物を検査し、納入物に瑕疵がある場合や、甲の企画意図に合致しない場合は、その旨乙に通知し、当該通知を受けた乙は、速やかに甲の指示に従った対応をする。

3 納入物の所有権は、納入の完了により甲に完全移転する。

### 第3条（許諾の権利）

甲は、第1条の創作の結果得られた一切の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）および権利などの一切の使用を第三者に許諾する権利を有する。

2 乙は、甲の承諾なしで、これらのものを第三者に使用させてはならない。

3 乙は、甲が権利を保有する本著作物の二次創作を行う場合は、甲が別途定める利用取扱規程に準ずる。

### 第4条（権利の帰属）

1 第1条の創作の結果得られた本著作物の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、納入の完了により甲に完全移転し、甲名義（団体名義）とする。

2 乙は、原則として甲に納品する目的に限って乙は本著作物を描けるものとし、それ以外の目的で本著作物を描く（利用する）場合には甲の承諾を必要とする。

#### 第5条（著作者人格権）

1 乙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合（拡大、縮小、色調の変更等も含む。）には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。

2 甲は、本著作物を利用するにあたって、乙が創出した旨の表示をすることを要しない。

#### 第6条（保証）

乙は、甲に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

#### 第7条（費用の負担）

甲は本契約に基づいた業務の提供、使用の許諾などに関連する経費を負担する。その他の費用は乙の負担とする。

#### 第8条（期限の利益の喪失）

乙が次の事由に該当するときは、甲は乙に通知して期限の利益を失わせることができ、その場合、乙は即時残債務を弁済する。

（1）乙が本契約の条項に違反したとき

（2）乙と甲との専属契約が解消された場合

#### 第9条（対価）

本契約に基づいた業務の対価、その他本契約に基づく一切の対価は、原則無報酬とし、甲乙双方これを了承する。

#### 第10条（契約期間）

契約期間は、当事者が、書面により別段の意思表示をしない場合には、本契約は永年に自動的に更新されるものとする。

#### 第11条（損害賠償）

甲または乙が本契約に定める義務を履行しなかった場合には、それによって、相手方が受けた損害を賠償する義務がある。

その場合、損害を受けた当事者は、相手方が義務不履行によって得た利益を自己の損害とみなすことができる。

#### 第12条（解除）

当事者は、相手方が本契約に違反した場合あるいは、相手方により名誉・信用を傷つけられた場合には、本契約を解除できる。

2 甲乙どちらかが1ヶ月以上、音信不通状態となった場合は、自動的に本契約は解除されたものとみなす。

第13条 (契約の発効時期)

乙が未成年の場合、本契約は乙の親権者が同意し、かつ甲がそれを知った時点から効力を生ずる。

第14条 (裁判管轄)

本件契約から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所を、甲の在住地に近い地方裁判所とする。

第15条 (補則)

従前に同趣旨の契約を締結している場合、本契約をもって更新されたものとみなす。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

令和元年●月●日

甲 (委託者) ANGEL★COMPANY

代表者 \_\_\_\_\_ 印

乙 (受諾者) \_\_\_\_\_ 印

